

農業機械・施設整備補助 要件 チェックシート

【事業内容】

農業経営に必要な農業機械又は農業用施設（以下「機械等」という。）の購入に要する経費の一部を補助する。

【補助金額】

機械等の購入費用（消費税額を含まない）の3／10以内（上限：50万円）

【その他注意事項】

伊達市版農業次世代人材投資事業の該当者は、この事業による補助金の交付は1回限りとする。

補助金の交付対象：次に掲げる要件を全て満たす者	
本市に住民登録し、申請時点において18歳以上の者	☐
農業に従事し、市内に居住し続ける意思がある者	☐
交付決定日から起算して5年間、農業に年間200日以上かつ1,600時間以上従事することが見込まれる者	☐
市税等を滞納していないこと。	☐
生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていないこと。	☐
伊達市暴力団排除条例（平成24年伊達市条例第3号）第2条第1号 に規定する暴力団、 同条第2号 に規定する暴力団員でないこと。	☐

補助金の交付要件	
認定新規就農者又は伊達市版農業次世代人材投資事業の該当者であること。	☐
機械等の本体価格（消費税額を含まない）が50万円以上であること。	☐
機械等が原則として新品であること。ただし、次に掲げる要件を全て満たす場合は、中古品を対象とすることができる。 （1） 当該中古品の法定耐用年数（ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号） ）に定める耐用年数をいう。）から経過年数を差し引いた残存期間（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上であること。 （2） 当該中古品の販売業者が作成した評価書を添付すること。 （3） 当該中古品と同等以上の性能を有する新品の見積書を当該中古品の販売業者と異なる販売業者から徴収し添付すること。	☐
機械等が農業以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。ただし、軽トラックを除く。	☐
機械等の購入の際、既存機械等の下取り等による収入がある場合、その額を補助対象経費から除外すること。	☐
交付決定年度内に機械等の引渡し及び購入代金の全額の支払を終えることが確実であること。	☐

農業用施設を農用地等に設置する場合、 農地法（昭和 27 年法律第 229 号） 、 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律 58 号） その他関係法令等の規定を遵守すること。	☐
本人又は同一世帯若しくは経営に属する者が、同一年度にこの事業による補助金の交付を受けていないこと。	☐
本人又は同一世帯若しくは経営に属する者が、購入する機械等について、この事業と類似する他の補助金等の交付を受けていないこと。	☐

提出書類	
1 農業機械・施設整備補助事業計画（実績報告）書	☐
2 仕様等が確認できる書類又は設計書	☐
3 2 者以上の見積書の写し	☐
4 市税完納証明書又は非課税証明書	☐
5 誓約書	☐